

特 記 仕 様 書（１）

工 事 名 〇市債 長野運動公園陸上競技場トラック改修工事
工 事 場 所 長野市大字東和田

（主旨）

この特記仕様書は、上記工事の適正な施工を図るため、受注者が履行しなければならない工事の仕様を示すものである。なお、陸上競技場に特化した仕様は特記仕様書（２）に記載する。

（一般事項）

1. 本工事は、設計図書、長野市建設工事・長野市測量調査等共通仕様書、長野市土木工事施工管理基準、公園緑地工事共通仕様書：国土交通省及び本特記仕様書ほか特記仕様書（２）により施工するものとする。
2. 施設等の詳細な配置については監督員と協議の上決めること。
3. 施工前に必ず起工測量を行い、測量結果について監督員の承認を得ること。
4. 使用する材料については、事前に監督員の承認を得ること。
5. 施工計画書は契約締結後30日以内に提出し、変更契約をした場合は「変更施工計画書」を作成し提出すること。
6. この仕様書に定めなき事項、または本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議をすること。

（工程・準備関係）

1. 工事着手前には、関係者（関係機関、周辺住民等）へ連絡し、工事内容の周知を徹底すること。
2. 工事期間中は施工箇所周辺に工事の施工を示す看板等を設置し、関係機関や周辺住民等へ周知するものとするが、その際は確実に固定し横転や飛散等しないようにすること。
3. 本工事の工期は、雨天、祝休日及び、官公庁の閉庁日を見込んでいる。ただし、やむを得ず休日、夜間等に作業を行う場合は、監督員に届出るものとする。
4. 同一現場内や隣接する場所での工事施工がある場合は、業者間の連絡を密にし、各現場での錯綜を避けるように配慮すること。
5. 工事現場における適切な施工体制を確保するため、下請契約を締結する場合は、その金額にかかわらず施工体制台帳を提出すること。
6. 当該陸上競技場は公益財団法人 日本陸上競技連盟（以下、陸連）による公認検定を予定しているため、令和8年4月10日までに陸連の検定を受けて合格できるよう工程管理を行い、目的物を完成させること。ただし、検定日時は陸連の指定する日とし、本工事の竣工検査は陸連の公認検定後とする。

（公害・環境対策関係）

1. 工事車両のアイドリングストップによる二酸化炭素等の排出の抑制等、環境に配慮し施工を行うこと。
2. 施工箇所が住宅地に隣接している場合は、騒音等について極力低減させる処置を講ずること。
3. 設計書で指定された建設機械については、排出ガス対策型の使用を原則とする。
4. 残土等の搬出による路面汚損、粉塵対策については常に監視を行い、清掃・散水等を受注者の責により対応すること。
5. 現場内及びその周辺環境の美化に努め、タバコの吸殻、空き缶又はごみ等を散乱させることの無

いようにすること。なお、本工事で使用するポリウレタン舗装の性質上タバコは影響があるため現場内で喫煙する事を禁止する。

(安全対策関係)

1. 工事施工を行う際は、利用者や周辺住民等が工事現場内に立入らないように立入り禁止とするか仮囲い等を設置し、利用者の安全を確保する措置をとること。
2. 作業車両の周りにはバリケードを設置し、事故防止に努めること。
3. 作業時間外についても、容易に工事箇所であることが認識できるようにし、第三者が侵入できないように対策を講ずること。
4. 作業に従事する者の安全についても充分配慮するため、労働安全衛生法に定められた新規入場者教育を実施し、記録の整備を行うこと。また、毎日の作業着手前の安全教育はもちろんのこと、現場に即した安全教育等を作業員全員の参加により、一ヶ月当たり4時間以上の時間を割り当て実施すること。
5. 高所で作業をする時は、作業に際し安全帯の着用を義務づけること。
6. 工事範囲内で発生した事故については、工事内容や工事着手の有無に関わらず受注者の責任となることから、安全上支障があると判断される場合はそのための処置を行うか、監督員と協議して安全確保に努めること。

(工事用道路関係)

1. 工事施工のための道路使用にあたっては、一般車両や歩行者の安全性・通行性を十分確保すること。
2. 工事用道路として使用する道路が通学路の指定を受けている場合は、対象となる学校への通知を行い、必要に応じて交通整理員の配置など安全確保に注意すること。

(残土・産業廃棄物関係)

1. 残土及び建設副産物の処理については、別表1のとおりとし、関係法令に基づき適切な処理を行うこと。また、受け入れ先、発生量、予期しない廃棄物の処理など、当初設計条件での処理が困難な場合、事前に監督員と協議すること。
2. 施工計画書提出時に「再生資源利用計画書」・「再生資源利用促進計画書」を作成し、提出すること。またしゅん工時に、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」を作成し、提出すること。提出様式は次のいずれかにより電子データで納品するとともに、印刷して提出すること。
①建設リサイクル報告様式(EXCEL※国土交通省ホームページよりダウンロード可能)
②COBRIS(建設副産物情報交換システム)を利用した様式
3. 残土、アスファルト塊、コンクリート殻等を一時仮置きする場合は、仮置場地権者、権利者の了解を得るとともに、必要に応じて仮囲い、看板を設置するなどの措置をとり、監督員には事前に協議書で承認を得ること。
4. 発生する産業廃棄物が少量であり、元請人若しくは下請人の会社敷地内に保管する場合は、工事名・産業廃棄物の種類・数量を黒板に明記し写真撮影を行い、監督員に提出すること。
5. 残土の搬出には、運搬車両の車輪等から土砂を確実に除去してから一般道へ出ること。なお、当該工事が原因で一般道を破損及び汚損した場合は、受注者の責により処理すること。
6. 産業廃棄物、特定建設資材の処理施設及び運搬距離については別表1を積算上の条件としているが、指定するものではない。関係法令に基づき適切な処理を行うこと。

別表 1

残土処分

処分方法	埋め立て受入地への処理、現場内処理除外
残土受入地での整地等	任意
処分先（参考）	（株）長西
運搬距離（参考）	8.0km 以下

※処理先は積算上の条件であり、処理先を指定するものではない。

残土（発生土）の処分

- (1) 処分(搬出)先について、監督員が処分先の変更を指示したときは、それに従うこと。また、変更協議の対象とする。
 - (2) 施工計画書に処分計画（処理方法（場所・形状等）、排水計画、場内維持等）を記載すること。
 - (3) 当初の想定より劣悪な発生土が確認され、工事間流用ができない、また、想定 of 処分先では受入れ不可のときは、変更協議の対象とする。
 - (4) 処分先を想定し処分(受入れ)費を計上していたものについては、現場周辺に無償での受入れ地がないか検討すること。また、受け入れ地があった場合や自社処分の場合は変更協議の対象とする。ただし、整地費（排水施設を含む）は計上できるものとする。運搬費は処分(受入れ)費を含めた設計額を上限に設計変更する。
 - (5) 残土については以下の書類を提出し処分方法等について変更協議ができることとする。
 - ① 処分地の規制状況の証明（現況地目、土地所有者、土地利用責任者、利用用途、跡地利用計画、法令（森林法・農地法・都市計画法・砂防法等）に従い適正に処理できることを示す書類等）
 - ② 処分地の関係図面（位置図、平面図、計画図、付属施設の構造図等）
 - ③ 運搬ルート図
 - ④ 土地所有者の契約書（搬入前）
 - ⑤ 処分地の現況写真（搬入前）
- なお、変更協議が整った際には、以下の書類を提出すること。
- ⑥ 建設発生土処理報告書（運搬距離・処理費用等）
 - ⑦ 支払い証明書類（処分料の支払い証明ができる書面・領収書等の添付）
 - ⑧ 残土量の計測資料（土量計算書と対比写真）
 - ⑨ 処分地の写真（搬入中・搬入後）

建設廃棄物

建設廃棄物の種類	コンクリート塊	アスファルト塊	廃プラスチック
処理方法	リサイクル材	リサイクル材	搬出処分
処理先		高沢産業(株) 長野工場 (※参考)	(株)大力 (※参考)
運搬委託者	廃棄物処理法の許可を得た収集運搬業者		

※処理先は積算上の条件であり、処理先を指定するものではない。

建設廃棄物

建設廃棄物の種類	金属くず	木くず	混合廃棄物
処理方法	スクラップ	破碎処分	搬出处分
処理先		開渡工業(株) (※参考)	直富商事(株) (※参考)
運搬委託者	廃棄物処理法の許可を得た収集運搬業者		

※処理先は積算上の条件であり、処理先を指定するものではない。

(仮設工)

1. 現場条件が著しく悪化した場合で、仮設工が必要となった場合は、必要となった理由を明確にし、監督員と協議すること。

(支障物件等)

1. 設計書において想定していない構造物等の撤去が必要になった場合は、事前に監督員の承認を得てから施工すること。

(排水工関係)

1. 本工事において湧水が発生した場合は、監督員に報告し、対応について協議すること。

(竣工図)

1. 工事終了後、測量を実施し、竣工図（平面図、施設構造図等）を作成（縮尺は適宜）し、提出するものとする。なお、図面は紙ベース以外に電子データとしても納品することとし、PDF形式及びCADデータによるものとする。なお、CADデータはSFC形式もしくはjww形式または監督員と協議した形式とすること。また、図面には工事のために支障移転した物件等についても明記すること。

(グラウンド・コート整備工)

1. 施工については各種競技用レーンの平坦性と水はけに注意すること。
2. ウレタン舗装について、施工前に舗設面の点検を行い、異物が混在している場合は除去してから施工すること。

(その他)

1. 既存施設に損傷を与えないように注意すること。損傷させた場合は受注者の責任において施設の復旧を行うこと。
2. 暴力団関係者又は、その他の者から、不当な要求があった場合は直ちに警察に届け相談するとともに、監督員へ報告すること。
3. 公告された設計図書（閲覧設計書、施工条件明示事項書、現場説明書、特記仕様書を含む）について、設計図書間にくい違いがあった場合、入札見積りに関する設計図書間の優先順位は、下記のとおりとする。
 - (1) 質問・回答書
 - (2) 施工条件明示事項書・現場説明書・特記仕様書 等
 - (3) 閲覧設計書（金抜設計書）

- (4) 数量計算書
- (5) 図面
- 4. 工事カルテ作成・登録

長野市建設工事共通仕様書Ⅰ土木工事編 第1編共通編 1-1-1-6による。
- 5. 長野市公共工事率先実行計画

長野市建設工事共通仕様書Ⅰ土木工事編 第9編その他編 第1章第4節による。
- 6. 施工体制台帳の作成及び提出

下請契約を締結するときは金額に関わらず、施工体系図、施工体制台帳、下請契約の契約書の写し等必要な書類を提出すること。
- 7. 長野市公契約等基本条例に関する事項
 - (1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
 - (2) 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
 - (3) 長野市公契約等労働環境報告書1部及び施工体系図（共通仕様書に定められたもの）の写し1部を契約後速やかに監督員へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。
- 8. 電子納品に関する事項

しゅん工書類の電子納品については、受注者が電子媒体の提出を希望し、発注者（長野市の工事担当課）が、これを認めた場合に適用する。

電子納品は「工事書類の電子納品に関する運用の手引き（案）」に基づくものとする。

なお、電子納品における書類の作成費用等は工事費の諸経費（共通仮設費の率分）に含まれ、検査に要する費用においても受注者の負担とする。
- 9. 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に提示することとする。
- ~~10. 週休2日工事~~

~~——本工事は、週休2日工事の対象工事である。実施に当たっては、長野市週休2日工事実施要領に基づくものとする。受注者は、週休2日工事を実施する場合には別紙の定めにより、週休2日を実施する工事である旨を工事現場において明示する。——~~

~~—（発注者指定型の場合）—~~

~~—(1) 本工事は、発注者指定型の週休2日工事である。当初予定価格において、4週8休以上の達成を前提とした経費補正を行っている。そのため、現場の閉所実績を確認し、4週8休未満の場合は、未達成として減額変更を行う。——~~

~~—（施王者希望型の場合）—~~

~~—(2) 本工事は、施王者希望型の週休2日工事であり、受注者が工事着手前に、発注者に対して週休2日に取組む旨を通知したうえで取組む工事である。当初予定価格において、4週8休以上達成を前提とした経費補正を行っている。そのため、4週8休未満の場合は、現場の閉所実績に応じた金額補正を行う。——~~

~~また、希望しなかった場合は、未達成として減額変更を行う。受注者は、週休2日工事を実施する場合には別紙の定めにより、週休2日を実施する工事である旨を工事現場において明示する。——~~

特記仕様書（2）

I 工事概要

工事名称：〇市債 長野運動公園陸上競技場トラック改修工事
工事場所：長野市大字東和田

II 一般事項

II・1 競技場の規格

本陸上競技場は、財団法人日本陸上競技連盟(以下陸連という)競技規則に基づく全天候舗装第2種公認陸上競技場とする。使用する表層材はWorld Athleticsの品質基準に合格したものとし、公式の陸上競技会を開催し得るに十分な精度のある施設とする。

II・2 公認検定

本陸上競技場は陸連による公認検定を受け、これに合格しなければならない。
検定の結果が公認基準に合格しない場合、本改修工事範囲については請負者の責任において手直し、又は改造を行なうものとする。
ただし公認検定の為の諸手続きと検定費用及び公認料は、発注者の負担とする。

II・3 標準仕様書

本特記仕様書及び図面に記載されていない事項については「長野県土木工事共通仕様書」、「長野県土木工事施工管理基準」を標準仕様書とし、これに基づいて施工する。

摘要規格・基準

- ①最新版 陸上競技ルールブック（財団法人 日本陸上競技連盟編）
②最新版 屋外スポーツ施設の建設指針（財団法人 日本スポーツ施設協会 屋外施設部会編）

II・4 監督職員の定義

本仕様書に言う監督職員は、長野市の本工事担当職員を言い、監督職員は工事契約書に基づき設計図書の記載事項に関して、指示・承認・協議・検査立ち会い及び検査等を行う。

II・5 工程管理

工事着工に先立ち、工程表・施工計画書・現場組織表を監督職員に提出し、承認を受けた後、工事に着手するものとする。

II・6 材料の管理

- 6ー1 工事に使用する材料は、「材料承認願」を提出し監督職員の承認を受け、工程表に従い工事の進捗に支障のないよう充分に手配すること。
6ー2 現場に搬入された資材は、随時監督職員が点検・試験のできるように検査試験用具を準備し、監督職員が不合格と認めた材料は、速やかに代品を納入し、再度点検を受けること。
6ー3 検査試験時に合格した資材であっても使用時に監督員が材質不良と認めたものは使用してはならない。

II・7 施工検査

あらかじめ監督職員の指示した箇所等、主要な工事段階の区切等では、監督職員の検査を受けなければならない。

II・8 現場管理

- 8ー1 請負者は、「土木工事安全施工技术指針」を遵守し、常に工事の安全に留意し現場管理を行うこと。
8ー2 本工事にはポリウレタン樹脂や溶剤等、化学物質を使用するので、その保管取扱いについては、関係する諸法規定を遵守しなければならない。

II・9 後片付け

工事の完了した時は、速やかに仮設物を取り払い、後片付け、清掃をする。
ただし、特に期限の定められたものに付いては期限内に処理すること。

II・10 竣工図

工事竣工後、監督職員の指示に従い、竣工図並びに必要な図書を作成し、提出すること。

III フィールド舗装工事

III・1 全天候型ポリウレタン舗装工事

1-1 材料

a) ポリウレタン表層材

- aーi) ポリウレタン舗装材はWA（世界陸連）の品質基準に合格して認証登録されたものとする。
aーii) 既存トラック表層材はWA認証舗装材（レヂンエース）である。
オーバーレイに使用する材料はWA認証舗装材であり、かつ、既存と同等以上の性能・品質を確保できるものを選定すること。
aーiii) 耐候性については、屋外暴露試験に依る評価を原則とする。ただし、期間的に不可能な場合は、J I S A 1 4 1 5に規定する促進試験をもって判定資料とする。
aーiv) ポリウレタン樹脂の物性については、試験機関の試験成績書を提出し、監督職員の承認を得なければならない。
aーv) ポリウレタン表層材の品質規格は、下表「ポリウレタン系表層材品質規格表」の基準を満足するものでなければならない。

ポ リ ウ レ タ ン 系 表 層 材 品 質 規 格 表		令和5年度改訂版 屋外スポーツ施設の建設指針 P226
項 目	規 格 値	試 験 方 法
硬 さ	20℃ 40～75	JIS K 6253-3 デュロメーターA
	70℃：20℃実測に対し-10%以内	
引 張 強 さ	2.0Mpa以上	JIS K 6251
切断時伸び	400%以上	JIS K 6251
引 裂 強 さ	12N／mm以上	JIS K 6252-1、7mm厚型（切り込みなし）
耐 摩 耗 性	600mg以下	JIS K 7204 テーパー摩耗試験機 CS-17、9.8N、1,000回
耐候性：屋外暴露	ひび割れ、チョーキング、 退色などの著しい劣化が 生じないこと。	一年間以上屋外南面に暴露または 過去に施工された競技場やコート などの劣化状況判断による。
耐候性：促進暴露		JIS A 1415 WS-A型 ウェザーメーター 1,000時間
下地との接着性はJISを引用するが、主として屋内試験室での試験である。このため現場で実施する本試験は、標準値の温度には±5℃の幅を持たせ計測する。測定は20℃を基準に行えばよいが、困難な場合50℃で対応する。		
下地との接着性	20℃±5° 50N／25mm以上	JIS K 6854-1、90度剥離 下地→アスコン
	50℃±5° 15N／25mm以上 またはアスコン凝集破壊	
滑り抵抗	Wet47以上	World Athletics（Friction） ボートグリップスキャットレジンスタンススター

1ー2 施工

a) ポリウレタン表層オーバーレイ工

オーバーレイ（積層）するウレタン材についてはレヂンエース（既存舗装）同等品以上とし、既存舗装との層間接着不良による剝離の発生や含有成分の違いによる耐候性の低下などの防止に努めるとともに、表面仕上げ及び硬度は既存の舗装と同一とする。

aーi) 既存ウレタン切削工

- イ) 湿式または乾式のウレタン切削機械にて既設ウレタン層を平均2mm厚に均一に切削を行う。
ロ) 切削機にて施工不可能の場所には、ハンドサンダー等にて切削する。

aーii) 清掃工

- イ) ウレタン切削後、スqueeperにて清掃を行う。清掃後オイル及び付着切削粉については、水洗及び中性洗剤等で除去する。

aーiii) 不陸整正工

- イ) ウレタンオーバーレイに先立ち不陸整正の為、切削後の既存ウレタン表面に水散布を行う。2mm以上の水溜り部にはウレタンを流し込み平滑になるように修正する。又2mm以上の凸部は切削により平滑に修正する。

aーiv) ポリウレタンプライマー工

- イ) 既存ウレタン層と耐久層を密着一体化させる為、プライマー（TC-15同等品以上）を塗布する。塗布後の乾燥養生は充分に行わなければならない。

aーv) ポリウレタン耐久層工

- イ) 二液硬化型ポリウレタン樹脂を厚さが均一となるように平坦に敷均する。
ロ) 不陸が生じた場合は、直ちに修正を行わなければならない。

aーvi) エンボス仕上げ工

二液硬化型ウレタン樹脂とエンボス形状付与骨材の混合材をスプレーにてエンボス状に仕上げる。

aーviii) トップコート工

耐候性の強化と適度な滑りを与える為に特殊トップコート（レヂンエースNS同等品以上）をスプレー又はローラーにて均一に塗布する。

b) 施工の管理基準

bーi) ポリウレタン耐久層工

【 厚 さ 】：硬化後に、ベース層までの厚さを検査する。測点毎の許容誤差は、－1．5mm以内で、測点全部の平均値は所定の厚さでなければならない。
施工測点は監督員の指示による。

c) 注意事項

- cーi) ポリウレタン表層工に当っては各工程ともに、降雨が予想される場合は作業を中止する。
cーii) ポリウレタン施工時の気温は5℃以上が望ましい。但し、5℃以下の場合は監督員と協議を必要とする。
cーiii) 原料材は通常水分に依る影響を受けやすい為、保管に充分注意しなければならない。
cーiv) 原材料の一部は、人体に有害な物質を含むものがある為、その材料に接触及び揮発分を吸い込まないように、施工の際には労働安全衛生法に基づいて、手袋・マスク等で保護する。

IV ウレタン高圧洗浄

a) 既存ウレタン洗浄

高水圧ジェットクリーニング工法等
高水圧洗浄機による（施工能力60㎡/時～100㎡/時 程度）
発生した濁水については適正に処理すること。

V レーンマーキング工事

難黄変型アクリルウレタン樹脂塗料（ハイアート#4000同等品以上）を使用し、設計図及び陸連規定による全天候舗装用レーンマーキング色分け標準表に依り、トラックのレーンライン及び助走路ライン等を蛇行しないよう、また各競技マーキングを正確に引く。